

証券コード 9082
2026年6月9日

株 主 各 位

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長 大塚 一基

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daiwaj.com/ir.html>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「大和自動車交通」または証券「コード」に「9082」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2026年6月24日（水曜日）午後4時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階 「龍田」

3. 目的事項

報告事項

1. 第119期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国通商政策や日中関係悪化等の影響を受けながらも、所得環境の改善、好調なインバウンド消費やAI関連により、景気は緩やかな改善基調で推移しております。一方で、中東情勢を巡る不透明感や燃料価格高騰による物価上昇への懸念から消費者マインドが大幅に悪化いたしました。実体経済への影響は限定的ではあるものの、ウクライナ情勢も含め、依然として地政学リスクに注視が必要な状況が続いております。

このような経済環境のなか、当社グループにおいては、すべての人の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に最大限留意しながら、将来のモビリティのサービス化(MaaS)やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2027年度をゴールとする新たな3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2027」を公表し、取り組みを開始いたしました。

「中期経営計画2027」は、アフターコロナに移行しコア事業である旅客自動車運送事業・不動産事業の市場が回復、当面は堅調な需要増加が見込まれる事業環境の中で、中核事業の収益性向上によって健全に利益を上げられる企業体質をつくりあげるとともに、当社グループが掲げる「人・地域社会・モビリティの『新しい調和』をつくる 先進企業グループへ」という「ビジョン2030」実現のためのステップとして位置づけています。

このビジョン実現のため、「中期経営計画2027」においては健全な利益を上げる企業体への転換と持続的な地域社会の交通インフラ維持への貢献を全社の重点課題としてとらえ、事業の収益性向上や経営基盤のアップデートを行うとともに、上記重点課題解決のための研究や新しいサービスへの取り組みを行ってまいります。

事業の収益性向上に関しては、前中期経営計画である「中期経営計画2024」の基本方針の「再成長に向けた基盤づくり」において売上獲得に係る成果は上げられたものの、利益面では若干の経常損失に終わり業績回復は道半ばとなったことから、「中期経営計画2027」の実行にあたっては、これまで以上に資本コストを意識した経営に注力し、業績回復に努めてまいります。具体的には、特に中核事業である旅客自動車運送事業において人材確保と経営効率化を推し進め、利益創出力を高めてまいります。

当連結会計年度の連結業績は、主要事業である旅客自動車運送事業において、2024年12月に取得した十全交通株式会社(現 大和自動車交通府中株式会社)が期初から連結対象となったことや前年度以前からの重点活動であるタクシー乗務員募集活動の成果による乗務員増加に加えて、提携先企業からの乗務員受入もあり、タクシー車両の稼働率が上昇し増収となったことから、売上高は19,907百万円(前年同期比4.5%増)、営業利益は売上高増加やコスト削減等もあり384百万円(前年同期は営業損失21百万円)、経常利益は263百万円(前年同期は経常損失4百万円)となりました。また、不動産事業において保有物件の再開発に係る解体費用等を特別

損失として計上したこと等から親会社株主に帰属する当期純利益は222百万円（前年同期比68.9%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 旅客自動車運送事業部門

タクシー部門では、2024年12月に取得した十全交通株式会社（現 大和自動車交通府中株式会社）が期初から連結対象となったことや乗務員増加による稼働率上昇等により増収となったほか、2026年3月16日に多摩地区でタクシー運賃の改定が施行されたこと等で、売上高は11,875百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

前連結会計期間から続くタクシー乗務員採用活動は一定の成果があり、当連結会計期間の増収にも寄与しておりますが、日本型ライドシェア制度の発端ともなったタクシー不足への対応と当社グループが保有する車両の稼働率上昇による収益の更なる向上を目指し、これまでと同様に乗務員の採用活動に注力してまいります。

お客様と接するフロントエンドであるタクシー車両については、飛沫感染防止ボード、低濃度オゾン発生器、空気清浄モニターの設置、車内除菌作業等による「ニューノーマルタクシー」化をこれまでどおり進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。また、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行やラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行っております。

こうした活動を通じてお客様のニーズに合うサービスの提供をより一層心掛け、誰からも選ばれるタクシーを目指してまいります。

ハイヤー部門では、収益性改善の進展等により、売上高は2,962百万円（前年同期比4.6%増）となりました。コスト上昇の影響はあるものの、利益は着実に確保しております。これまで以上に乗務員教育を充実させてハイヤー乗務員としてのレベルの維持向上に努めるとともに、SDGs達成に向けてエコドライブの推進・実施による燃料消費量・温室効果ガス削減に取り組んでまいります。

以上の結果、タクシー部門とハイヤー部門等の旅客自動車運送事業売上高は14,837百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は350百万円（前年同期は営業損失38百万円）となりました。

旅客自動車運送事業の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全・おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

② 不動産事業部門

不動産事業部門では、東京近郊並びに京都府京都市の賃貸収益物件等を柱として収益を確保する一方で、将来の不動産事業の収益力向上を目指し、当社並びにグループ会社が保有する不動産の一部で再開発を進めております。これらの一環で当期に新たに東京都世田谷区に居住用賃貸収益物件を取得し、事業の用に供しました。

再開発を行っていない既存の物件についても、これまで同様テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。

以上の結果、不動産事業の売上高は1,050百万円（前年同期比0.8%減）、営業利益は634百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

③ 販売事業部門

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入コストの見直しや、代替商材の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。しかしながら、中東情勢による原油価格の乱高下や自動車燃料の需要が減少する等、注視が必要な経営環境が続いております。

金属製品製造販売部門では、資材輸入価格の低下等はあるものの、電力料等をはじめとする諸物価高騰がコスト上昇圧力となっております。2025年度開始の建築基準法と建築物省エネ法改正に伴う駆け込み着工の反動減は一巡したものの、人口減少による長期的な新規住宅着工減少のトレンドは変わらないことに加え、防犯上の観点から主力商品の集合住宅用標準外階段が減少傾向にあることから、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開し、安定的な収益基盤の確立と営業利益を確保しつつ、新たな販路開拓を進めております。

以上の結果、販売事業の売上高は1,918百万円（前年同期比5.8%減）、営業利益は197百万円（前年同期比65.8%増）となりました。

④ サービス・メンテナンス事業部門

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等の清掃業務を主要事業としており、顧客との年間契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。新規顧客開拓の営業活動により、利益確保に努めております。

以上の結果、サービス・メンテナンス事業の売上高は2,099百万円（前年同期比3.4%増）、営業損失は最低賃金の上昇や再施工案件が発生したこと等により13百万円（前年同期は営業利益29百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、東京都世田谷区の建物を取得いたしました。なお、設備資金は自己資金及び借入によっております。

(3) 対処すべき課題

当社の中核事業である旅客自動車運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、乗務員の不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立すべく、2025年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2027」を公表し、取り組みを開始しました。

グループの総力を挙げて「安心・安全・おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

連結

区 分	第116期 [2022.4~2023.3]	第117期 [2023.4~2024.3]	第118期 [2024.4~2025.3]	第119期 [2025.4~2026.3]
売上高	17,795百万円	18,377百万円	19,042百万円	19,907百万円
経常利益又は損失(△)	196百万円	△332百万円	△4百万円	263百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失(△)	177百万円	△453百万円	132百万円	222百万円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	41円50銭	△103円56銭	29円60銭	50円8銭
総資産	29,153百万円	30,196百万円	30,031百万円	29,561百万円
純資産	9,471百万円	9,240百万円	9,262百万円	9,575百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、第118期期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、第117期については、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第116期以前に係る累積的影響額については、第117期期首の純資産額に反映させております。

個別

区 分	第116期 [2022.4~2023.3]	第117期 [2023.4~2024.3]	第118期 [2024.4~2025.3]	第119期 [2025.4~2026.3]
売上高及び営業収益	2,064百万円	2,237百万円	2,427百万円	2,660百万円
経常利益又は損失(△)	△83百万円	△316百万円	△290百万円	△174百万円
当期純利益又は損失(△)	△68百万円	△347百万円	△326百万円	△95百万円
1株当たり当期純利益 又は損失(△)	△15円93銭	△79円38銭	△73円17銭	△21円42銭
総資産	24,950百万円	26,106百万円	25,967百万円	24,869百万円
純資産	8,148百万円	7,920百万円	7,622百万円	7,468百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、第118期期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、第117期については、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第116期以前に係る累積的影響額については、第117期期首の純資産額に反映させております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
大和物産株式会社	30百万円	100.0%	自動車用燃料等販売事業
大和自動車株式会社	54	100.0	タクシー事業
大和工機株式会社	45	100.0	金属製品製造事業
大和自動車交通吉祥寺株式会社	10	100.0	タクシー事業
株式会社スリーディ	30	100.0	不動産事業
大和交通保谷株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通王子株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通江東株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通立川株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10	100.0	ハイヤー事業
大和自動車交通北千住株式会社	10	100.0	タクシー事業
株式会社トータルメンテナンスジャパン	20	100.0	サービス・メンテナンス事業
大和自動車交通府中株式会社	10	100.0	タクシー事業
日本自動車メーター株式会社	20	87.9	自動車用品販売・修理

(注) 2025年4月1日付で、十全交通株式会社は大和自動車交通府中株式会社に商号変更いたしました。

- ③ その他
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

- ①旅客自動車運送事業：ハイヤー事業、タクシー事業
- ②不動産事業：不動産売買・賃貸・仲介事業
- ③販売事業：燃料販売、資材販売、金属製品販売事業
- ④サービス・メンテナンス事業：清掃・メンテナンス事業

(7) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

(a) 当社/賃貸ビル

ビ ル 名	所 在 地	ビ ル 名	所 在 地
Daiwa Terrace 日本橋	東京都中央区	Daiwa ANNEX SUMIYOSHI	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅰ	東京都中央区	Daiwa Grace Maison 大 島 Ⅰ	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅱ	東京都中央区	Daiwa Grace Maison 大 島 Ⅱ	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅲ	東京都中央区	Daiwa Grace Maison 二 子 玉 川	東京都世田谷区
Daiwaプレイス銀座Ⅳ	東京都中央区	D a i w a プレイス木場	東京都江東区
Daiwaプレイス東神田Ⅰ	東京都千代田区	Daiwa Terrace 弥生町	東京都板橋区
Daiwaプレイス東神田Ⅱ	東京都千代田区	Daiwa Terrace 府中	東京都府中市
D a i w a プレイス目白	東京都豊島区	Daiwa ANNEX KITASENJYU	東京都足立区
大 和 王 子 ビ ル	東京都北区	Daiwa Grace Maison 京 都 西 七 条	京都府京都市
Daiwa Terrace 浦安	千葉県浦安市		

(b) 子会社

事 業 の 種 類 別 セグメントの名称	子 会 社 名	所 在 地
旅客自動車運送事業	大 和 自 動 車 株 式 会 社	東京都江東区
	大和自動車交通吉祥寺株式会社	東京都三鷹市
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通王子株式会社	東京都北区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
	大和自動車交通北千住株式会社	東京都足立区
	大和自動車交通府中株式会社	東京都府中市
不 動 産 事 業	株 式 会 社 ス リ ー デ ィ	東京都中央区
販 売 事 業	大 和 物 産 株 式 会 社	東京都江東区
	大 和 工 機 株 式 会 社	山梨県笛吹市
	日 本 自 動 車 メ ー タ ー 株 式 会 社	東京都江東区
サービス・メンテナンス事業	株式会社トータルメンテナンスジャパン	東京都江東区

(注) 1. 2025年4月1日付で、十全交通株式会社は大和自動車交通府中株式会社に商号変更いたしました。

2. 2026年4月1日付で、大和自動車交通豊島株式会社(旅客自動車運送事業、東京都北区)を設立いたしました。

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	2,024名	23名
不動産事業	32名	△5名
販売事業	113名	4名
サービス・メンテナンス事業	608名	46名
全社(共通)	91名	3名
合計	2,868名	71名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名	5名	48.8歳	16.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,134百万円
株式会社みずほ銀行	3,234百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,138百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,099百万円
株式会社日本政策金融公庫	700百万円
株式会社りそな銀行	583百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,250,000株
- ③ 株主数 1,393名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
新倉文明	424千株	9.36%
東都自動車株式会社	379千株	8.37%
国際自動車株式会社	375千株	8.27%
吉田智子	297千株	6.57%
n e w m o 株式会社	245千株	5.42%
宮園自動車株式会社	195千株	4.31%
第一生命保険株式会社	192千株	4.25%
安田一	150千株	3.31%
新倉真由美	140千株	3.09%
大和自動車交通社員持株会	137千株	3.02%

(注) 持株比率は自己株式(720千株)を控除して計算しております。なお、役員報酬B I P信託が保有する当社株式(75千株)は、自己株式に含めず計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 22,000株	3名
社外取締役	当社普通株式 2,000株	2名
監査役	—	—

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 塚 一 基	最高業務執行責任者 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長 株式会社スリーデイ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長
常 務 取 締 役	岩 崎 孝 雄	常務執行役員総務部長
常 務 取 締 役	松 本 敬 之	常務執行役員関連事業部長 医療法人愛育会花みずぎレディースクリニック 理事
取 締 役	新 倉 眞 由 美	
取 締 役	和 田 彩 輝	株式会社モーション 事業戦略本部執行役部長
取 締 役	石 山 智 久	太陽生命保険株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	宮 内 敏 光	
常 勤 監 査 役	加 藤 雄 二 郎	
監 査 役	田 村 吉 央	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役 (監査等 委員)
監 査 役	大 竹 栄	公益財団法人東京都教育支援機構 監事 一般財団法人あんしん財団 理事 公益財団法人千葉県産業振興センター 監事

- (注) 1. 取締役 宮内敏光氏は2025年6月26日開催の第118期定時株主総会において選任され、就任いたしました。
2. 取締役 石山智久及び宮内敏光の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 加藤雄二郎氏は当社において取締役経理部長を務めた経歴を持ち、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しています。
4. 監査役 田村吉央及び大竹栄の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 田村吉央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役 大竹栄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 取締役 石山智久及び宮内敏光の両氏、監査役 田村吉央及び大竹栄の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
8. 取締役 田中明夫氏は2025年6月26日開催の第118期定時株主総会最終のときをもって退任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉眞由美氏、和田彩輝氏、石山智久氏、宮内敏光氏及び監査役 田村吉央氏、大竹栄氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬			非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
			金銭報酬	役員報酬 B I P 信託	株価連動 型金銭報酬		
取締役 (うち社外取締役)	102 (10)	54 (8)	7 (-)	12 (-)	7 (1)	19 (0)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13 (6)	13 (6)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 「業績連動報酬」のうち、「金銭報酬」は、取締役に対して支給している賞与であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、達成度を客観的に測定できるという理由から、中期経営計画の売上高及び経常利益等を業績指標とし、各事業年度の達成度及び、役位、在任年数、社員への賞与支払等の金額を総合的に勘案して決定しております。

(注3) 「業績連動報酬」のうち、「役員報酬B I P 信託」は、取締役に対して支給している株式報酬であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、客観的に評価測定できるという理由から経常利益を業績指標とし、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて一定のポイントを付与し、退任時に役員報酬としてポイントの累積値に相当する当社普通株式を交付しております。

- (注4) 「業績連動報酬」のうち、「株価連動型金銭報酬」は、株式報酬制度としての運用性を高め、株式価値増大への貢献意欲を促進させることを目的としております。対象取締役が、役員報酬B I P信託又は譲渡制限付株式報酬においてそれぞれ定める地位を退任し又は退職した日、その他の譲渡制限解除日、受益権の確定日又は当社が定める日から一定期間内に、付与された金銭ポイントに相当する額の金銭を支給します。
- (注5) 非金銭報酬等は、取締役に対して支給している譲渡制限付株式報酬であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的としております。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を定時株主総会終了後に報酬として支給し、当社を取り巻く経営環境及び役位に応じた総合的に算出する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行または処分を受けます。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。
- (注6) 業績連動報酬に係る各指標の目標及び実績は以下のとおりです。

	2024年度		2025年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績
売 上 高	19,020百万円	19,042百万円	20,100百万円	19,907百万円
経 常 利 益	20百万円	△4百万円	230百万円	263百万円

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は1名）です。
3. 取締役の業績連動報酬（役員報酬B I P信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において3事業年度を対象として合計200百万円（取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は110,000ポイント（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合により、1ポイントあたり0.5株となるように調整しております。））と決議をいただいております。なお、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。
4. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、2025年6月26日開催の第118期定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と決議をいただいております。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間30千株以内（うち社外取締役分は年間3千株以内）といたします。なお、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。
5. 株価連動型金銭報酬制度は、2025年6月26日開催の第118期定時株主総会において、不確定額の報酬のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任しております。株価連動型金銭報酬制度においては、1ポイントが1円となるポイントを制度の対象となる取締役（社外取締役を含む。）に四半期毎に付与し、譲渡制限付株式報酬制度又は役員報酬B I P信託のそれぞれの制度の経済的利益の実現時に、累積されたポイントに相当する金銭を支給します。株価連動型金銭報酬制度につき、譲渡制限付株式報酬制度の株式交付数又は役員報酬B I P信託に基づいて付与されるポイント数に基づいて付与される金銭ポイントは、概ね以下の計算式に基づいて付与されます（それぞれの計算において、1未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。）。なお、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。

[譲渡制限付株式報酬制度]

$$\frac{\text{1年間に交付される譲渡制限付株式の数} \times 20\%}{4} \times \text{当社の各四半期末日の当社株式終値} \times \text{在任期間比率}$$

〔役員報酬B I P 信託〕

事業年度の各四半期において役員報酬B I P 信託に係る
費用として計上した額のうち、対象となる取締役分の額 × 20%

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2025年6月26日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成します。

・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、その答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額等については、2025年6月26日開催の取締役会において代表取締役社長大塚一基氏（最高業務執行責任者）に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を評価し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

⑧ 社外役員に関する事項

取締役 石山 智久

ア、重要な兼職先と当社との関係

太陽生命保険株式会社 取締役常務執行役員

太陽生命保険株式会社と当社は、保険等の取引関係があります。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は15回中13回出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

取締役 宮内 敏光

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

社外取締役に就任した後に開催された取締役会は12回中12回出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

監査役 田村 吉央

ア、重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員

株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役（監査等委員）

弁護士法人ノーサイド法律事務所と当社は、特別の関係はありません。

株式会社大戸屋ホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は15回中15回出席、監査役会は15回中15回出席、弁護士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 大竹 栄

ア、重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人東京都教育支援機構 監事

一般財団法人あんしん財団 理事

公益財団法人千葉県産業振興センター 監事

公益財団法人東京都教育支援機構と当社は、特別の関係はありません。

一般財団法人あんしん財団と当社は、特別の関係はありません。

公益財団法人千葉県産業振興センターと当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は15回中14回出席、監査役会は15回中15回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
 - (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
 - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、社外の弁護士による内部通報窓口を設置し、実効性のある内部通報体制を整備する。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。
 - (6) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
 - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
 - (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
 - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
 - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
 - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役はその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
 - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (3) 監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報

告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

- (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。
- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることもできるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 取締役職務の執行
 当社は、当事業年度において取締役会を15回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。
- (2) 監査役職務の執行
 監査役は、当該事業年度において監査役会を15回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。
- (3) 内部監査の実施
 計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、2023年6月29日開催の第116期定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社グループは、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、「お客様との和」「株主との和」「従業員との和」「環境との和」の顧客満足（CS）を第一に、ステークホルダーと良好な関係を保ち、営業の効率化と原価意識の徹底により、安定して利益を生む組織体制

とこれを支える経営基盤の強化を図り、事業を通じて社会の発展に貢献することを経営の基本方針としております。

- ・目標とする経営指標

当社グループは、収益力の向上と財務体質の強化を経営目標とし、経常収益基盤の強化に努めるとともに財務体質の改善を図ります。

- ・中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、ハイヤー部門及びタクシー部門の資産効率の向上による安定収益化及び不動産部門の高付加価値化による収益力強化を図るとともに、会社が持続的に成長するための経営基盤を強化しながら、次世代を担う人材の育成に注力してまいります。

- ・経営環境及び会社の対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転等のDX化の流れが急速に進展している一方、高齢化社会の中で乗務員をはじめ労働力のひっ迫感が増しております。このような状況のもと、資産効率の改善と労働生産性の向上に継続して取り組みながら、新たなビジネスチャンスを成長につなげる挑戦と安定した経営基盤を支えるガバナンスにより中長期的な安定成長を実現するために、2025年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2027」を策定し、現在その第2期目を推進しております。グループの総力を挙げて「安心・安全・おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

タクシー部門では、乗務員の増加に向けた取り組みに継続して注力しており、WEBサイトの充実及び新卒ドライバーの積極採用を行っております。また、配車アプリ「S.RIDE」の事前運賃確定サービスやQRコード、Suica等の各種電子マネーによるキャッシュレス決済への対応により、一人でも多くのお客様によりよいサービスを提供してまいります。加えて、交通事業者として、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転等のDXにも積極的に取り組み、お客様の利便性を叶え、交通弱者を一人でも無くするための挑戦を継続してまいります。また、飛沫感染防止ボード、低濃度オゾン発生器、空気清浄モニターの設置と車内除菌の徹底を継続しながら、ユニバーサルデザインJPNタクシーの全車両導入を進めて、お客様に安心・安全・快適な移動空間の提供を心掛けてまいります。更に、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行やラッピングタクシー等により車両を有効活用した広告ビジネスにも取り組みしてまいります。環境面では、温室効果ガス削減対策として、都内で水素自動車タクシーを先行して導入しており、また、多摩地区では電気自動車を試験的に導入して、環境との和を実現する企業として今後も活動してまいります。

ハイヤー部門では、乗務員の継続教育を重点項目として取り組み、安全運転と高品質な接

客サービスによる当社伝統の「安心・安全・おもてなし」の「和の精神」を体現するドライバーの安定確保と車内環境の整備による業務品質の向上に不断に努めてまいります。また、効率的な配車業務と車両運用により資産効率の向上を図るとともにサービス品質を不断に向上する取り組みを通じて、お客様に提供する価値に見合う収益を確保してまいります。更に、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりにこたえるため、当社グループ全体で、「安全・安心・おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

不動産事業部門では、東京都内並びに京都府京都市の賃貸物件を柱として収益を確保する一方で、将来の収益力向上を目指して、当社並びにグループ会社が保有する不動産の再開発による高付加価値化を進めてまいります。既存の物件についても、これまで同様テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手不動産会社や物件所在地元不動産会社との効果的な情報交換により、事業収益の増強に取り組んでまいります。

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化し、仕入コストの見直しや、代替商材の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいります。金属製品製造販売部門では、安定的な収益基盤の確立と営業利益の確保に向け、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開しつつ、新たな販路開拓を進めてまいります。

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただける安全で清潔な最適環境作りを継続して提供してまいります。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続して、「和の精神」を体現する企業として、景気変動に左右されない安定した経営管理体制を確立していくことで、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による経営の監視や戦略提言、監査役会による取締役や経営層の執行状況の監査を軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役や経営層の職務執行状況を監督しております。取締役会において決定した事項の業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当及び監査法人与緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

また、取締役及び監査役の指名・報酬に係る意思決定のプロセスの透明性・客観性を確保し、取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の諮問機関として構成員の半数以上が社外取締役である任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役及び監査役の選解任、代表取締役及び役付き取締役の選定・解職、後継者計画、取締役及び監査役の報酬決定の方針・手続等の審議・答申を行っております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社従業員の

地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以 上

(注) 本プランは2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、本プランは本株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

《資 産 の 部》		《負 債 の 部》	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,452	流 動 負 債	8,083
現金及び預金	3,551	支払手形及び買掛金	495
信託預金	70	短期借入金	4,440
受取手形、売掛金及び契約資産	1,853	1年内返済予定の長期借入金	788
商品及び製品	86	リース債務	365
仕掛品	32	未払金	32
原材料及び貯蔵品	58	未払費用	1,017
前払金	29	未払法人税等	135
前払費用	371	未払消費税等	309
その他	414	前受金	27
貸倒引当金	△17	賞与引当金	152
固 定 資 産	23,108	その他	320
有 形 固 定 資 産	20,565	固 定 負 債	11,902
建物及び構築物	6,659	長期借入金	7,438
機械器具及び什器備品	196	リース債務	1,061
車両運搬具	300	長期預り金	440
土地	11,525	繰延税金負債	1,855
リース資産	1,260	退職給付に係る負債	772
建設仮勘定	624	資産除去債務	277
無 形 固 定 資 産	38	株式報酬等引当金	43
ソフトウェア	21	その他	13
その他	16	負 債 合 計	19,985
投 資 其 他 の 資 産	2,504	《純 資 産 の 部》	
投資有価証券	1,304	株 主 資 本	9,161
長期貸付金	638	資 本 金	525
長期前払費用	61	資 本 剰 余 金	10
繰延税金資産	165	利 益 剰 余 金	9,407
その他	478	自 己 株 式	△781
貸倒引当金	△142	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	367
[資 産 合 計]	29,561	その他の有価証券評価差額金	407
		退職給付に係る調整累計額	△40
		非 支 配 株 主 持 分	46
		純 資 産 合 計	9,575
		[負 債 ・ 純 資 産 合 計]	29,561

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		19,907
販売	原価		17,429
営業	総管理費		2,477
営業	一般管理費		2,093
営業	業外収益		384
受取利息	配当金	15	
受取配当金	配当金	34	
受取配当金	配当金	40	
受取配当金	配当金	24	
受取配当金	配当金	45	
受取配当金	配当金	73	232
営業	業外費用		
支払利息	手数料	253	
支払手数料	手数料	20	
支払手数料	手数料	62	
支払手数料	手数料	18	354
経常	常利		263
特別	利益		
固定資産売却益	証券売却益	96	
固定資産売却益	証券売却益	106	202
特別	損失		
固定資産除却損	証券評価損	128	
固定資産除却損	証券評価損	18	
固定資産除却損	証券評価損	0	146
税金等調整前当期純利益			318
法人税、住民税及び事業税		196	
法人税等調整額		△101	94
当期純利益			223
非支配株主に帰属する当期純利益			0
親会社株主に帰属する当期純利益			222

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	525	10	9,230	△792	8,974
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△36	-	△36
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	222	-	222
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△62	△62
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△9	73	63
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	176	10	187
当 期 末 残 高	525	10	9,407	△781	9,161

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	退 職 給 付 係 累 調 整 額	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	294	△52	241	46	9,262
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△36
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	222
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△62
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	63
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	113	11	125	0	125
当 期 変 動 額 合 計	113	11	125	0	313
当 期 末 残 高	407	△40	367	46	9,575

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

《資産の部》		《負債の部》	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	3,645	流動負債	6,019
現金及び預金	1,898	買掛金	228
信託預金	70	短期借入金	4,100
売掛金	52	1年内返済予定の長期借入金	380
貯蔵品	9	リース負債	10
前払金	4	未払費用	60
前払費用	117	未払消費税等	191
短期貸付金	172	未払法人税等	44
未収入金	2,187	前払消費税	8
その他の現金	0	短期受取預り金	8
貸倒引当金	△867	短期関係会社受取預り金	60
		賞与引当金	822
固定資産	21,223	固定負債	11,380
有形固定資産	17,924	長期借入金	6,563
建物	4,888	関係会社長期借入金	2,210
建物附属設備	374	リース負債	33
構築物	185	繰延税金負債	1,452
機械器具	40	長期預り金	370
車両運搬具	4	退職給付引当金	269
什器備品	52	資産除去負債	131
土地	11,715	株式報酬等引当金	43
リース資産	39	関係会社事業損失引当金	293
建設仮勘定	624	その他	11
無形固定資産	20	負債合計	17,400
ソフトウェア	13	《純資産の部》	
その他	7	株主資本	7,372
投資その他の資産	3,278	資本	525
投資有価証券	597	資本剰余金	2
関係会社株式	1,050	資本準備金	2
差入保証金	10	利益剰余金	7,626
長期貸付金	3	利益準備金	131
関係会社長期貸付金	1,487	その他利益剰余金	7,494
その他	209	退職積立金	197
貸倒引当金	△82	固定資産圧縮積立金	3,282
		別途積立金	1,146
		繰越利益剰余金	2,868
		自己株式	△781
		評価・換算差額等	96
		その他有価証券評価差額金	96
[資産合計]	24,869	純資産合計	7,468
		[負債・純資産合計]	24,869

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,610
売上高及び販売費用	1,049
売上高及び販売費用	2,660
売上高及び販売費用	957
売上高及び販売費用	1,550
売上高及び販売費用	2,507
売上高及び販売費用	152
売上高及び販売費用	98
営業外収益	53
受取利息	20
受取配当金	12
受取配当金	40
受取配当金	23
営業外費用	96
支払利息	239
支払手数料	20
支払手数料	62
支払手数料	2
経常損失(△)	324
特別利益	△174
固定資産売却益	1
固定資産売却益	106
特別損失	107
固定資産除却損	81
投資有価証券評価損	18
特別損失	99
税引前当期純損失(△)	△166
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	△72
当期純損失(△)	△71
当期純損失(△)	△95

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 利 剩 余 本 金	利 益 剩 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
			資 利 準 備 本 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金				
					退 職 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金		
当 期 首 残 高	525	2	131	197	3,427	1,146	2,865	△792	7,502
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△36	-	△36
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	△62	△62
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	△9	73	63
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-	-	-	-	△95	-	△95
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△144	-	144	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△144	-	3	10	△130
当 期 末 残 高	525	2	131	197	3,282	1,146	2,868	△781	7,372

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	119	119	7,622
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△36
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△62
自 己 株 式 の 処 分	-	-	63
当 期 純 損 失 (△)	-	-	△95
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△23	△23	△23
当 期 変 動 額 合 計	△23	△23	△153
当 期 末 残 高	96	96	7,468

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉岡昌樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐伯麻里

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉岡昌樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐伯麻里

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

大和自動車交通株式会社 監査役会
常勤監査役 加藤 雄 二 郎
監 査 役 田 村 吉 央
監 査 役 大 竹 栄

(注) 監査役田村吉央、大竹 栄の両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、22,649,465円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたいと存じます。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役大塚一基氏、新倉真由美氏、和田彩輝氏、石山智久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おおつか かずき 大塚 一基 (1960年7月1日生)	1984年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2013年5月 当社入社 2013年10月 当社執行役員総合企画部長 2014年4月 当社執行役員営業企画部長 2014年6月 当社取締役 執行役員営業企画部長 2015年6月 当社常務取締役 執行役員営業企画部長 2018年6月 当社専務取締役 専務執行役員営業本部長 2021年6月 当社代表取締役社長 最高業務執行責任者 (現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長 株式会社スリーディ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長	36,500株
2	にいくら まゆみ 新倉 真由美 (1955年1月5日生)	2005年11月 著述業など 2016年6月 当社取締役（現任） (現在に至る)	140,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	和田 彩輝 (1971年8月20日生)	1988年 1月 Blue Fountain Systems Ltd.(Sler) London HQ 入社 2000年 5月 Global Winds 創業 2001年 5月 アスフル株式会社入社 2006年 9月 株式会社アスク ドット ジェーピー入社 2010年12月 株式会社モーション入社 2024年 4月 同社 事業戦略本部 執行役部長 (現任) 2024年 6月 当社取締役 (現任) (現在に至る)	0株
4	石山 智久 (1964年9月21日生)	1988年 4月 太陽生命保険相互会社入社 2002年 3月 同社 長野支社長 2003年 4月 太陽生命保険株式会社 長野支社長 2004年 8月 同社 明石支社長 2007年 2月 同社 富山支社長 2011年 9月 同社 松山支社長 2013年 3月 同社 八王子支社長 2015年 3月 同社 法人代理店営業部部长 2015年 9月 同社 高槻支社長 2017年 3月 同社 柏支社長 2018年 3月 同社 総務部長 2021年 4月 同社 執行役員総務部長 2022年 4月 同社 執行役員 2024年 4月 同社 常務執行役員 2024年 6月 同社 取締役常務執行役員 (現任) 2024年 6月 当社取締役就任 (現任) (現在に至る)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者大塚一基氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する相当な知見を有しており、当社においては営業企画部長、専務執行役員営業本部長を歴任し、現在は代表取締役社長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
3. 候補者新倉真由美氏は、現在当社において取締役を務め、創業者出身の存在感から求心力が高揚し、

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

多様性の観点から取締役会の活性化が図られるため、取締役として選任をお願いするものであります。

4. 候補者和田彩輝氏は、ICTに関する相当な知見を有しており、DX推進の観点から取締役会の活性化が図られるため、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は新倉真由美、和田彩輝の両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。新倉真由美、和田彩輝の両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 候補者石山智久氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 石山智久氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、社外取締役候補者としてしました。
8. 石山智久氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 当社は石山智久氏との間で、会社法第423条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
10. 石山智久氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
11. 石山智久氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
12. 石山智久氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
13. 石山智久氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
14. 石山智久氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
15. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ②役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

【ご参考】

各取締役候補者及び各取締役のスキル・マトリックス（知識・経験・能力等一覧）

氏名	企業経営 経営戦略	ハイタク 業界知見	国際性 海外知見	財務戦略 会計	ICT DX	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理
大塚 一基	○	○		○	○	○	○
新倉真由美		○	○			○	
和田 彩輝			○		○	○	
石山 智久	○			○		○	○
岩崎 孝雄	○	○				○	○
松本 敬之	○		○	○		○	○
宮内 敏光	○			○		○	○

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さの こういち 佐野 康一 (1965年11月7日生)	1988年9月 港監査法人（後のKPMGセンチュリー監査法人）入所	0株
	1992年9月 中央新光監査法人（後の中央青山監査法人）入所	
	2006年7月 中央青山監査法人 パートナー	
	2008年8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	
	2008年8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） パートナー	
	2023年9月 EY新日本有限責任監査法人退職	
	2023年10月 公認会計士事務所開設	
2024年4月 SBペイメントサービス株式会社 社外監査役（現任） (現在に至る)		

- (注) 1. 候補者佐野康一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野康一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、佐野康一氏が監査役に就任された場合、当社は佐野康一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 佐野康一氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 佐野康一氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 佐野康一氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 佐野康一氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 佐野康一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
8. 佐野康一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、ま

- た過去2年間に受けていたこともありません。
9. 佐野康一氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 10. 佐野康一氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
 11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。佐野康一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況 (4) 会社役員の状況 ②役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以上

